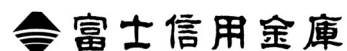


# 振 込 規 定



## 第 1 条（契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の依頼書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

## 第 2 条（適用範囲）

振込依頼書、営業店窓口支援システム（以下、「窓口タブレット」といいます。）または当金庫の振込を行うことができる現金自動預入支払機（以下、「ATM」といいます。）による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

## 第 3 条（振込の依頼）

(1) 振込依頼書または窓口タブレットによる振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込の依頼は窓口受付時間内に受付ます。
- ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、受取人名・依頼人名にはフリガナを付してください。
- ③ 窓口タブレットの画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
- ④ 当金庫は振込依頼書に記載された事項または窓口タブレットに入力された事項を依頼内容とします。

(2) ATM による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① ATM は当金庫所定の時間内に利用することができます。
- ② 1 回および 1 日あたりの振込金額は、ATM の画面に掲示する金額の範囲内とします。
- ③ ATM の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
- ④ 当金庫は ATM に入力された事項を依頼内容とします。

- (3) 前二項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または窓口タブレット、ATM への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

#### 第 4 条（振込契約の成立）

- (1) 振込依頼書による場合、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとします。
- (2) 窓口タブレットによる場合、振込契約は当金庫が振込の依頼を承諾しコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認のうえ、振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
- (3) ATM による場合、振込契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認のうえ、振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
- (4) 前三項により振込契約が成立したとき、当金庫は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票または振込通帳等（以下「振込資金受取書」等といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

#### 第 5 条（振込通知の発信）

- (1) 振込契約が成立したとき、当金庫は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
  - ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口受付時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
  - ② 文書扱いの場合には、依頼日以後 3 営業日以内に振込通知を発信します。
- (2) 窓口受付時間終了後および当金庫休業日等の ATM 受付時間外による振込の依頼を受けた場合には、前項の規定に関わらず、電信扱いの場合は依頼日の翌営業日に、また、文書扱いの場合は依頼日の翌営業日以後 3 営業日以内に振込通知を発信します。

#### 第 6 条（証券類による振込）

当金庫の本支店および当金庫以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入はしません。なお、取扱店を支払場所とする小切手により振込みを受付ける場合には、小切手の決済を確認した後に振込通知を発信します。

## 第7条（取引内容の照会等）

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合、すみやかに取扱店に照会してください。この場合、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第9条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続を行ってください。

## 第8条（依頼内容の変更）

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第9条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
  - ① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 提出された振込資金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関が既に振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 第9条（組戻し）

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
  - ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合は、当金庫所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻された振込資金の返却については、第8条第2項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関が既に振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### 第10条（通知・照会の連絡先）

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会を行うことができなくても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

#### 第11条（手数料）

- (1) 振込の受付にあたっては、ホームページ、店頭掲示およびその他の適切な方法によりお知らせした振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、ホームページ、店頭掲示およびその他の適切な方法によりお知らせした組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。なお、組戻しができなかったときも、組戻手数料は返却しません。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をする場合も、第1項の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

#### 第12条（災害等による免責）

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- ② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

#### 第13条（譲渡、質入の禁止）

振込資金受取書等およびこの取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、質入することはできません。

#### 第 14 条（預金規定等の適用）

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびカード規定・IC カード特約規定により取扱います。

#### 第 15 条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫のホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

( 2025.08 )